

平成20年10月29日

株式事務担当者各位

全国証券取引所

株券電子化制度に関するリーフレットの株主あて送付に関するご協力のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご高承のとおり、2004年6月9日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」が公布され、上場会社の株券は、2009年6月8日までの一定の日（具体的な実施日は政令で決定されます。）に一齐に電子化される（以下、「株券電子化制度」といいます。）こととなります。この株券電子化制度には、株主にとっては、株券の紛失や盗難リスクがなくなるほか、証券取引に係る手間や時間の短縮といったメリットが、また、上場会社にとっては、株券の発行等にかかるコストの削減等のメリットがあります。株券電子化制度へのスムーズな移行には、個人株主の所有する株式の本人名義への書換えや、証券保管振替機構への株券の預託の推進等が重要な課題となっています。

そこで、このたび、株券電子化制度についての周知・啓発を図り、もって同制度への円滑な移行に資するため、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターが中心となって、本年3月に引き続き株主あてのリーフレットを作成いたしました（リーフレットの内容は別添のサンプルをご参照ください）。当該リーフレットは、本年9月以後の本・中間決算に係る株主宛諸通知のうち本年12月31日までの発送分に同封していただくことを目的として作成されております。上場会社各社におかれましては、株券電子化制度の趣旨をご理解いただき、本・中間決算に係る株主宛諸通知等の送付に際しましては、当該リーフレットを同封していただきますようお願い申し上げます。

今後、本・中間決算に係る株主宛諸通知等の同封物を確認される際には、株式事務代行機関とご相談いただき、当該リーフレットの同封にご協力くださいますよう、ご理解・ご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

敬具

お問合せ先

○本・中間決算に係る株主宛諸通知等へのリーフレットの同封について
株式事務を委託されている株式事務代行機関にご相談ください。

○株券の電子化について
日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター
（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局）
電話 03-5649-3980

株式の **管理** **取引** がより安全で効率的になる!

上場会社の「株券電子化」スタート!

※新株予約権付社債(CB)、投資証券、優先出資証券についても電子化の対象です。詳しくは証券会社にお問い合わせください。

メリット 1 管理面

株券を手元で保管することによる盗難・紛失がなくなります。

メリット 2 取引面

偽造株券を取得することがなくなります。

メリット 3 手続面

企業の合併や社名変更の際の株券の提出が不要になります。

2009年
1月5日 実施予定

あなたの株式は 大丈夫ですか?

証券会社を通じて証券保管振替機構(ほふり)に預けています。

ご安心ください。(手続きは不要です)

自分で自宅(又は貸金庫)に保管しています。

必ず**株券の名義**を確認してください。

① 本人名義になっています。

ひとまず
安心

株主本人名義で上場会社が株主名簿管理人(信託銀行等)に株主の権利を保全するための口座(特別口座)を開設し、株主の権利は保全されます。

※「特別口座」の詳細は、裏面参照

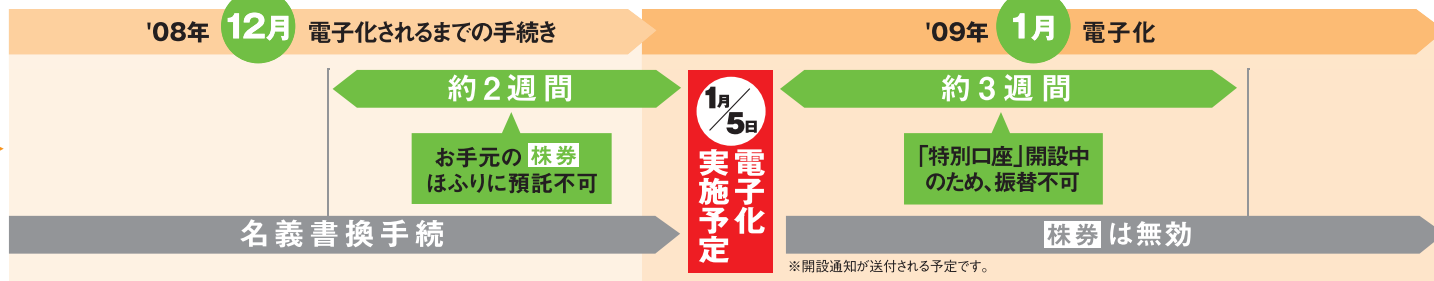
② 他人名義になっています。

必ず本人
名義への
書換を!!

他人名義で特別口座が開設され、最悪の場合、株主としての権利を失う恐れがあります。

※名義確認・書換方法は裏面参照

株券電子化のスケジュール



**担保として
差し入れている
株券について**

株券電子化実施前に①株券を証券会社を通じてほふりに預託、もしくは、②株主名簿に質権の登録をしないと、担保権が失われる可能性があります。

担保権設定者、担保権者双方が予め協議のうえ、取扱証券会社にご相談ください。又、詳しくは日本証券業協会にお問い合わせください。

(参考) 全国銀行協会HP http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news191221_4.pdf

株券電子化に関するご質問・ご相談は、株券電子化コールセンターへ

お問い合わせ先
および情報は!

「株券電子化」なんでも相談窓口
(株券電子化コールセンター)※



0120-77-0915

(平日・土／9:00～17:00)
通話無料

※株券電子化コールセンターは、(株)証券保管振替機構・日本証券業協会・(株)東京証券取引所が共同で運営する株券電子化についての相談窓口です。

金融庁 法務省 日本銀行

日本経済団体連合会 全国株主連合会 全国銀行協会 信託協会 日本証券業協会 証券保管振替機構
東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 札幌証券取引所 ジャスダック証券取引所

株券電子化前について

Q1 株券「名義の確認方法」は？

A1 株券の裏側をご確認ください。

確認方法

- ① お手持ちの株券の裏側に登録順に「登録年月日」「株主名」「登録証印」欄がありますので、最終の記載欄がご本人名義かご確認ください。（原始取得者がそのまま保有する場合、裏側の記載欄に記入がない株券もあります。）
- ② 株主総会招集通知等のあて先の住所・名前をご確認ください。

表側



裏側

登録順	株主名	住所	登録年月日	登録証印
1	山田 花子	〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	2018.01.01	○
2	山田 一郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	2018.01.01	○
3	井上 順子	〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	2018.01.01	○

名義を確認!!

Q2 電子化前に名義書換はどこに請求するの？

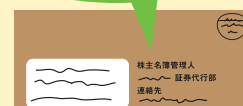
A2 株主名簿管理人です。

上場会社は、株式に関する事務を株主名簿管理人（信託銀行等）に委託しています。
 （株主名簿管理人は、株主総会招集通知や配当金通知の差出人として封筒に記載されています。）

名義書換手続きは、株主名簿管理人が窓口になります。

※株主名簿管理人が不明の場合、上場会社にお尋ねいただくか、または、証券会社でも名義書換等の手続きの取次ぎを行っている場合もありますので、お近くの証券会社にお問合せください。

株主名簿管理人の連絡先



株主総会招集通知、配当金通知などの書類の封筒

Q3 株券は、いつまで株式市場で売却できますか？

A3 お手元にある株券は株式市場で売却できない一定期間があります。

株券電子化実施前の約2週間は、証券会社を通じて株券を証券保管振替機構（ほふり）に預けることができないため、株式市場での売却ができません。

株券電子化後について

Q4 株券電子化後に開設される「特別口座」って何？

A4 株主の権利確保のために上場会社が開設する口座です。

●株券電子化後に「特別口座」では、株式の売却はできません。株式を売却するためには、証券会社に口座を開設し、株式の振替手続きを行う必要があります。ただし、株券電子化実施後の約3週間は、「特別口座」開設手続きにより、証券会社の口座への振替手続きが行えないため、株式の売却ができません。

Q5 株券の名義書換を忘れてしまいました。どうしたらいいですか？

A5 失念株主[※]の救済措置として、次の4つの方法があります。

- ① 名義株主と失念株主が共同で請求。
- ② 裁判所の判決またはこれと同一の効力を有する和解調書等であって執行力を有するものの正本・謄本を添付して請求。
- ③ 相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求。
- ④ 株券電子化の実施日から1年以内に当該株券と受渡証明書などの書類を提出して請求。

手続きについての詳細は、株主名簿管理人にご照会ください。

※失念株主とは、名義書換をしないうちに、株券電子化を迎えてしまった株主をいいます。

Q6 株券電子化実施での注意点は？

A6 詐欺的行為にご注意ください。（株券電子化コールセンターにご相談ください。）

- ① 証券会社や関係団体名を名乗り、株券を回収する行為など。
- ② 電子化実施後に無価値になった株券を市場価格等で売りつける行為など。
- ③ 上場会社になりすまし、「特別口座」の開設に伴う手数料などの請求行為など。

※株券電子化に伴い、お手元で保有する株券を回収することはありません。

ご注意

- ・本リーフレットは、2008年（平成20年）9月末時点の情報に基づき作成しております。今後公布される法律、政・省令等により、変更になる可能性がございます。
- ・著作権その他一切の権利は、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターに帰属します。
- ・株券電子化についての周知を図る目的に限って、本リーフレットを頒布、複製されることは構いませんが、営業活動等に利用すること、および内容を改変・編集すること等は一切禁じます。

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局）※
<http://www.kessaicenter.com/>

※懇談会は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年（平成11年）7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。